

第52回内閣府独立行政法人評価委員会 議事要旨

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時：平成25年8月19日（月） 14：00～15：23
2. 場 所：内閣府庁舎3階特別会議室
3. 出席委員：上野委員長、田辺委員長代理、石川委員、大隈委員、瀧澤委員、長岡委員、沼尾委員、保坂委員、升田委員、薬師寺委員、唯根委員、吉井委員、笠委員、奈良臨時委員、山川臨時委員
4. 議事概要
 - (1) 委員の互選により上野委員が委員長に選出された。
 - (2) 委員長により田辺委員が委員長代理に指名された。
 - (3) 独立行政法人の平成24年度業務実績評価結果等について
 - ①独立行政法人宇宙航空研究開発機構について報告がなされ、文部科学省独立行政法人評価委員会に、内閣府独立行政法人評価委員会の意見として提出することを了承された。
 - ②独立行政法人原子力安全基盤機構について報告がなされ、原子力規制委員会独立行政法人評価委員会に、内閣府独立行政法人評価委員会の意見として提出することを了承された。
 - ③独立行政法人国立公文書館について報告がなされた。
 - ④独立行政法人国民生活センターについて報告がなされた。また、「消費者行政の体制整備のための意見交換会」の中間整理について報告がなされた。
 - ⑤独立行政法人北方領土対策協会について報告がなされた。
 - (4) 独立行政法人の中期目標期間の業務実績に関する評価について
 - ①独立行政法人宇宙航空研究開発機構について説明がなされ、意見交換の結果、委員会として了承された。文部科学省独立行政法人評価委員会に、内閣府独立行政法人評価委員会の意見として提出することを了承された。
 - ②独立行政法人国民生活センターについて説明がなされ、意見交換の結果、委員会として了承された。
 - ③独立行政法人北方領土対策協会について説明がなされ、意見交換の結果、委員会として了承された。
 - (5) 事務局から、国家公務員退職手当等の一部を改正する法律の制定に伴う「役員退職

手当支給規程の改正」について説明がなされ、委員会として了承された。

(6) 事務局から、独立行政法人をめぐる最近の動き、評価委員会等の今後の予定について説明を行った。

5. 議 事

○上野委員長代理 ただいまから、第52回評価委員会を開催いたします。

山本委員長が6月に御退任されました。新しい委員長が選任されるまでの間、委員長代理である私が進行役を務めさせていただきます。

なお、このたび、任期満了を迎えられた石川委員、大隈委員、長岡委員の3名の委員の皆様及び私が、6月27日付をもちまして引き続き就任となりましたので、御報告いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、委員の交代がございましたので、新しい委員を御紹介させていただきます。

瀧澤委員。

○瀧澤委員 瀧澤でございます。よろしくお願ひいたします。

○上野委員長代理 田辺委員。

○田辺公文書分科会長 田辺でございます。よろしくお願ひいたします。

○上野委員長代理 本日は欠席ですが、藤澤委員が北対協の分科会で新しく委員に就任されています。升田委員。

○升田国セン分科会長 升田でございます。よろしくお願ひいたします。

○上野委員長代理 唯根委員。

○唯根委員 唯根でございます。よろしくお願ひいたします。

○上野委員長代理 瀧澤委員は国セン、田辺委員は公文書館と宇宙、保坂委員は公文書館、藤澤委員は北方、升田委員は国セン、唯根委員も国センを御担当いただくことになっております。また、長岡委員は国センに加えまして新たに原子力も御担当いただきます。

それでは、本日は松山内閣大臣官房長が御出席されておりますので、御紹介させていただきます。

○松山官房長 官房長の松山でございます。

当委員会の皆様方には、大変多岐にわたります内閣府の独立行政法人の評価につきまして、お世話になっております。また、新たに御就任いただいた委員の皆様を含めまして、これからさまざまなお世話になると思ひますが、よろしくお願ひいたします。

○上野委員長代理 ありがとうございます。

また、内閣府の事務局に人事異動がありましたので、御紹介いたします。

新たに井内政策評価審議官、松林政策評価広報課長が就任しております。

井内審議官、松林課長、一言御挨拶をお願ひいたします。

○井内政策評価審議官 井内です。よろしくお願ひいたします。

○松林政策評価広報課長 松林と申します。大変お世話になります。よろしくお願い申し上げます。

○上野委員長代理 ありがとうございます。

それでは、本日の委員会は定足数を満たしておりますので、議事に入らせていただきます。

現在、山本委員長が退任された後、委員長が選任されておられませんので、評価委員会令第4条第1項によりまして、委員長を互選していただく必要がございます。よろしければ、先生方から御推薦をお願いできればと存じますが、いかがでしょうか。

○石川委員 委員長代理の上野委員にお願いできればと考えていますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○上野委員長 それでは、委員の皆様のご協力を得まして、重責でございますけれども、職責を果たしてまいりたいと思います。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

評価委員会令第4条第3項によりまして、委員長があらかじめ委員長代理を指名することとなっております。

委員長代理には、総務省政策評価独立行政法人評価委員会の臨時委員を務められた経験があり、また、内閣府本府政策評価有識者懇談会のメンバーになられておられ、独法制度に詳しい田辺委員にお願いしたいと思いますが、お引き受けいただけますでしょうか。

○田辺公文書分科会長 はい。

○上野委員長 田辺先生のほうが、むしろ独法制度等については私よりもはるかに御専門ということでございますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、本日の主な議題は、各法人の平成24年度業務実績評価、2つ目に北対協、国民生活センター、JAXAの中期目標期間終了時の実績評価等について御報告いただき、御審議いただくことを予定しております。

まず初めに、独法をめぐる最近の動きにつきまして、事務局より報告がございます。

よろしくお願いいたします。

○松林政策評価広報課長 それでは、私から、お手元にお配りしております資料の枝番がついております資料1-1、1-2、資料2につきまして最初に御紹介申し上げたいと思います。

まず最初に、資料1-1でございますが、独法通則法により、各府省の独法評価委員会の各事業年度の評価について、総務省の政独委が二次評価を行い、必要に応じて意見を述べることができると規定をされております。本資料は政独委が二次評価をするに当たり、評価の視点を定めたものでございます。

さらに、24年度の実績評価に対する二次評価を実施するに当たり、特に留意すべき事項等について取りまとめたものが、資料1-2でございます。「平成24年度業務実績評価の具

体的取組について」でございますが、既にこれは各法人に対して周知をしております。

ここで簡単に内容を御紹介させていただきます。

まず、内部統制についてですが、法人のミッション達成を阻害する課題のうち、法人にとって優先的に対応すべき重要な課題が何であるかを明らかにすること。

保有資産につきましては、見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎、職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用の取り組み状況を明らかにすること。

平成23年度実績評価に対する政独委の意見、二次評価を踏まえること。

公文書館、北対協については、人材育成業務も二次評価対象となることなどを挙げてございます。

次に、資料2、役員報酬等の改正についてでございます。

これは内閣府所管独法の役員退職手当支給規程改正の概要でございます。国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴い、平成24年8月7日に閣議決定されました「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」に基づき、各独法の役員退職手当の支給水準の改定を行ったものでございます。

報告は以上でございます。

○上野委員長 ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

2つ目の御説明にございました役員報酬等の支給基準につきましては、評価委員会として主務大臣に意見を申し出ることができるかとされています。

ただいま説明のありました改正について、いかがでしょうか。

特になければ、委員会として特段の意見なしということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○上野委員長 ありがとうございます。

次は、宇宙航空研究開発機構、JAXAの関係でございます。

宇宙航空研究開発機構の平成24年度業務実績評価及び中期目標期間終了に伴う業務実績評価については、宇宙航空研究開発機構法第27条第6項の規定に基づき、内閣府独法委員会から文部科学省独法委員会へ意見を提出することになっております。つきましては、JAXAの平成24年度業務実績の評価及び中期目標期間の業務実績に関する評価(案)について、薬師寺分科会長より御説明お願いいたします。

○薬師寺JAXA分科会長 御紹介にあずかりましたJAXA分科会長の薬師寺でございます。

内閣府は、昨年7月からJAXAの担当府省に加わりましたので、本委員会でJAXAの評価を行うのは初めてとなります。本日の審議を経て、JAXAの主務省である文部科学省の独立行政法人評価委員会に対しまして、本委員会としての意見を提出することになります。

8月7日にJAXA分科会を開催いたしまして、お手元の資料3にお示しする平成24年度の

業務実績評価及び、資料4にお示しする第2期中期目標期間の業務実績評価について審議を行いました。

本日は、前年度の業務実績評価について報告いたしますとともに、第2期中期目標期間の業務実績評価について御審議いただきます。

JAXA分科会の委員の方々の評価はおおむねJAXAの自己評価と一致しておりましたが、2つの項目で評価が分かれておりましたので、これらの点を中心に議論が行われました。

具体的には資料3の10ページ、宇宙ステーションの補給機、HTVとっておりますが、その開発・運用でございます。それから、資料4の27ページにある国際協力の部分でございます。

これら2つの項目について、JAXAからの補足説明を踏まえて審議を行いました結果、JAXA分科会の当初案ではいずれもA評価としておりましたところ、S評価に修正いたしました。これは迎合したことでなくて、いろいろ先生方から御意見をいただきまして、そのように決定いたしました。

そのほか、JAXA分科会の委員からは、国際協力や産業界等の協力など外部との連携強化の観点から、宗教や文化が大きく異なる国への説明については、より多角的な配慮が必要だと。それから、JAXAが蓄積した体系的・統合的な思考方法を企業等に還元していくべきなど、JAXAの経営に資する貴重な御意見がございました。これらの意見についても、資料3及び資料4の1ページ目にある全体評価などに書き入れて反映をしております。

以上、JAXA分科会で審議を行った前年度業務実績評価について御報告いたしましたと同時に、第2期中期目標期間の業務実績に関する評価の審議状況について御説明いたしました。

委員の皆様におかれましては、よろしく御審議をしていただきたく、お願い申し上げます。

以上でございます。

○上野委員長 ありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして、御質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

本日は、JAXAの平成24年業務実績の評価について御報告いただくとともに、第2期中期目標期間の業務実績に関する評価について審議を行ったということになります。資料4のJAXAの第2期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価書（案）については、委員会として了承することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○上野委員長 ありがとうございます。

資料3及び資料4については、文部科学省独立行政法人評価委員会に、内閣府独立行政法人評価委員会の意見として提出をいたします。

それでは、次に、原子力安全基盤機構、JNESの関係でございます。

(宇宙航空研究開発機構関係者退室)

(原子力安全基盤機構関係者入室)

○上野委員長 原子力安全基盤機構の平成24年度業務実績評価については、原子力安全基盤機構法第18条第2項の規定に基づき、内閣府独法委員会から原子力規制委員会の独法委員会へと意見を提出することになっております。

つきましては、吉井分科会長より、平成24年度業務実績意見（案）について御説明をお願いいたしたいと思っております。

○吉井JNES分科会長 吉井でございます。

それでは、御説明させていただきます。

独立行政法人の原子力安全基盤機構、JNESと略称いたしますが、平成24年度の業務実績について、分科会として評価した結果を御説明したいと思います。

8月に入って分科会で審議を進めてまいりましたけれども、JNESを主管するのは原子力規制委員会でございます。その作業部会と合同で評価作業を進めてまいりました。したがって、評価の方法が内閣府一般とは若干違うかもしれませんが、後ろのほうにございます参考1の最後のページ、5ページ目に評価の方法が書いてございます。

別表1にS、A、B、C、Dと書いてございます。こういう5段階評価で行いました。

別表2に幾つか項目がありますけれども、内閣府で担当する分科会のほうでは、このうちの上から4つ目、大きな項目の2番目「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の中の「防災関連業務」が内閣府の評価対象になってございます。ということで、この項目について、分科会として規制委員会と合同で評価作業を進めてまいりました。分科会のほうでは委員3名でございます。合計すると7人の委員の先生方の評価の平均点となります。

実績評価でございますけれども、資料5-1をごらんいただきたいと思います。

一番頭に評定結果が出てまいりますが、その内容は2ページ目から出てまいります。

実績評価は全部で6項目大きな項目がございまして、1つ目が、福島事故が発生して以来、住民の一時立ち入りに対して、その際に住民の安全確保を図るために職員を現地に派遣して、技術的な相談に対応してまいりました。

2つ目は、2ページ目の下のほうにありますけれども、国による緊急時対応を側面支援するというところで、これは何度かありましたが、震度5弱以上の地震が原発の立地地域で発生したときに、緊急参集をいたしまして支援してまいりました。

3つ目が、その下のほうから3ページ目にかけてございますが、11の地方自治体による原子力防災訓練に対して技術支援を行うとともに、研修あるいは習熟訓練など、人材育成を含めて支援を行ってきたということでもあります。

3ページの真ん中辺にございます4つ目、国と自治体を結ぶ緊急時用の通信インフラですけれども、固定型の衛星通信回線を強化するなど、抜本的な強化策に取り組んできたということでございます。

5つ目は、一番下のほう、ERSSが絡んでいるのですけれども、原発の運転状況を把握したり、事故時に原子炉の状態を解析することができるようなシステム、緊急時対応支援システムでございますが、このシステムのデータ転送ラインを多重化することを含めて強化に取り組んできたということでもあります。

6点目、最後ですけれども、事故が発生した場合、住民が避難するのにどれだけの時間がかかるかをシミュレーションすることも含めまして、事業者が行う防災訓練を国が評価する仕組みをつくるために、JNESが評価ガイドラインを作成した。

こういうことが主な実績として挙げられるということでございます。

それに対する全般的な評価は、5－1の一番頭に戻っていただきますと、総合評価ということですが、先ほどJAXAはSという話でしたけれども、我々のほうはもうちょっと厳しくてA評価、過年度の評価に比べると多少上がっているということですが、分科会としてはA評価が妥当と考えております。

ただし、幾つかこれからいろいろ改善をしていただきたい、さらに活躍をしていただきたいという点で、幾つかの点を挙げさせていただきました。

1つは、住民避難のシミュレーションについてですけれども、これは確かにいいことだと思いますが、実用化に向けていろいろやらなくてはいけない点がある。特に、東日本大震災時の避難行動の実態を調べて、それを反映させたようなシミュレーションにしていく必要があるのではないかと。また、自治体の防災訓練の支援ですけれども、いつも同じような状況下で訓練しても余り意味がないので、多様な状況下での訓練により、適切に課題が抽出できるように、自治体に対してさまざまな助言をしていくことが必要ではないかと。

さらに事業者の防災訓練に関する評価ガイドラインについてですけれども、継続的にフォローアップして改善していくこと。

福島の一時的立ち入りに関しての住民の安全・安心の確保、これは引き続き努めていくことが望ましいということでもあります。

こういう原子力防災対策の一層の充実・強化に取り組んでいくように付言をしているところでございます。

以上が分科会としての評価でありまして、また、今後原子力規制委員会の評価委員会に対しましては、内閣府委員会としての評価結果を意見する必要があるとございます。

その評価結果の意見（案）が資料5－2というもう一つの資料に出ております。その内容は、先ほど御説明した評価結果そのものであります。分科会として評価結果を御了承いただけるのであれば、資料5－2をもって原子力規制委員会の評価委員会に意見を提出したいと思っております。

説明は以上でございます。

○上野委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問等ございましたら、お願いします。

山川委員、どうぞ。

○山川臨時委員 資料5-1の3ページの真ん中あたり「災害対応支援システムの整備・運用」の(1)のところで非常用電源を14カ所のオフサイトセンターにおいて実施したと書かれていて、その上のほうですけれども、固定型衛星通信システムを増設したと。場所としては機構本部、緊急時対応センター、オフサイトセンター等々が書かれているのですが、オフサイトセンター以外の機構本部あるいは緊急時対応センターにおいては、非常用電源は既に整備されていると考えてよろしいのでしょうか。ちょっと細かい質問で恐縮です。

○吉井JNES分科会長 事務局のほうからお願いします。

○前川JNES緊急事態対策部長 JNESのほうから御説明申し上げます。

ここにおける機構本部、緊急時対応センターにつきましては、都内におきますビルの中に入っております。このため、ビルに当然建築基準法に基づく非常用電源は存在しますが、さらに加えて接続可能な配線を持ってくるという状態にあります。基本的にはビルの中の非常用電源をまずは使うという前提でございますので、それを中心とした非常用電源の確保という御理解をいただいたほうが正しいかと思えます。

○山川臨時委員 わかりました。

○上野委員長 どうぞ。

○笠委員 形式的なことを1点と、先ほどの話に遡及して1点なのですけれども、資料5-1の2ページからの表の意味なのですが「個々の評価事項について当該年度の評価がBとなる基準」と「平成24年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）」の意味がちょっと私にはとりにくくて、少し説明をいただきたいということが1点。

先ほど御説明いただいた宇宙航空研究開発機構の全体評価について、S、Aという言い方で言うと、結局AなのかSなのかというところをもう一度確認させていただければと思います。

以上2点です。

○吉井JNES分科会長 この形式のほうは、規制委員会から後で御説明いただきますけれども、SかAかということですが、これはAでございます。

○笠委員 Sについても説明があったけれども、全体を通して数でいうとSは少数で、トータルだとAになるのですね。

○吉井JNES分科会長 Aです。

○JNES分科会事務局 事務局から御説明させていただきます。

表の左欄に、当該年度の評価がBとなる基準というのがございますが、これは形式上こういう書き方をさせていただいておりますが、わかりやすく言うと、JNESの年度計画を左欄に記載させていただいております、そのとおりできたらBという意味合いでございます。

右側の書きぶりは、評価がBとなる基準と異なる理由と書いてございます。言ってみれば、JNESの自己評価の部分を右側に書いてございまして、JNESとしては妥当というよりは、

しっかりとやったという意思表示として右側に実績を記載させていただいている。そんな理解でお願いできればと思います。

○笠委員 わかりました。

そうすると、左の欄は、評価がBとなる基準というのは、いわゆる目標とは少し違うということなのですか。

○JNES分科会事務局 目標というか計画です。

○笠委員 この文章には余り数字が出ていないので、記述的な表現ですね。それに対して、BではなくてAだと主な実績のところには数字が入っているのですけれども、実際の運用のところではBとなる基準にも数字があるということによろしいのですか。

○JNES分科会事務局 JNESの説明によれば、例えば自治体向けの研修だったり訓練は、自治体が主体的に計画をしているところにJNESが参加していくような格好になりまして、それをあらかじめJNES側が数字を挙げて目標を挙げるというのがなかなか難しい側面があるという説明でございました。したがって、年度計画のところは少し定性的な書き方をさせていただいているという説明を承っているところでございます。

○笠委員 そうすると、BではなくAだということの理由は、前年度とか前々年度とかに比べて実績値が良好であるという意味なのでしょうか。

○JNES分科会事務局 今年度Aという評価でございませけれども、その部分については、これまでは原子力安全・保安院のほうで主体的に評価していたところではございませけれども、今年度は今年度で少し仕切り直しをして、JNESにある種の期待を含めて、これまでというのは余り意識をせずに純粋に評価をしていただいたと認識しているところでございます。

○笠委員 個人的な感覚としては、目標が非常に定性的というか記述的であった場合に、評価が目標を上回ったと客観的に表現するためには、何らかのエビデンスが必要なのではないかと思います。そうでなければ常にAになる可能性が出てくるということ。

もう一点は、独立行政法人という法人の制度をとっておられる以上は、完全に受け身であって、自治体から声がかかったときだけ出ていきますということでもいいのかと思います。いかがでしょうか。

○JNES分科会事務局 おっしゃる点は、まさに先生方からも御指摘をいただいているところでございまして、評価のところは、総合的に言えばAという評価にはなりましたけれども、まさに先生がおっしゃったように、JNESから逆に仕掛けていくといった取り組みが今後の課題として必要なのではないかと、そんな御指摘をいただいたと認識しております。

○笠委員 既に何年間かの実績がおありなわけですから、そこから大体類推して、あともう少し積極的に働きかけてこのぐらいはしようというような、定量的な数値が設定できるものについては、もちろんできないものはたくさんありますし、数字だけが大事なわけはありませんけれども、全体にすごく記述的な目標なので、一定の客観的な指標をぜひ入れていただければと思います。以上です。

○吉井JNES分科会長 ありがとうございます。

我々委員の中でも、なかなか評価が難しく、今、御説明いただいたように、計画にあって、それをやっているか、やっていないかの判断が、定性的なものなので非常に難しいところがあります。訓練にしても何回とか書いてあればその回数で評価できますが、回数で評価すると、質的なところがなかなか評価が難しいわけです。そこで分科会単独でかなり詳細なヒアリングをして、具体的な内容を聞いて、質的なところを把握した上で評価をさせていただいた。さらに、コメントでかなりたくさん注文をつけまして、今後いろいろやることのあるのですよということを表現しました次年度以降の計画については、委員としていろいろこういうことがやれるのではないかということも含めて計画のレベルをアップして、同じA評価でも質が上がるような形の評価をこれからしていきたいと思っております。

○上野委員長 そのほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

ほかにないようでしたら、原子力安全基盤機構の平成24年度業務実績評価の意見（案）について、本委員会として了承することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○上野委員長 ありがとうございます。それでは、国立公文書館関係に移ります。

（原子力安全基盤機構関係者退室）

（国立公文書館関係者入室）

○上野委員長 国立公文書館では、今回館長の交代がございましたので、ここで簡単に御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○加藤公文書館館長 6月1日付で国立公文書館の館長に就任いたしました、加藤でございます。

私は民間企業の出身でございますが、現在、国立公文書館では、平成23年に施行された公文書管理法の適切な運営と申しますか、文書の移管、保存、公開に向けてさまざまな課題に取り組んでおります。

今回、平成24年度の実績報告と、それに関するさまざまな御指摘を今後の活動に十分に活かしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○上野委員長 ありがとうございます。

それでは、田辺分科会長から、国立公文書館の平成24年度業務の実績評価について御報告をお願いします。

○田辺公文書分科会長 では、お手元の資料6をごらんいただきたいと思っております。この国立公文書館の平成24年度業務の実績評価について、御報告申し上げます。

まず、7月17日の分科会におきまして、国立公文書館の館長を初め、監事、担当の方々から業務の実績について詳細な説明を受けたところでございます。

その後、各委員から評価意見の御提出をいただいて、8月13日の分科会におきまして、項目別の評価及び総合評価について審議を行い、平成24年度の評価を決定したところでござ

ざいます。

なお、資料は配付してございませんけれども、平成24年度業務の実績に関する項目別の評価につきましては、一部、3カ所でございますけれども、その指標、項目については、B評価としているものがございますけれども、それ以外の指標、項目につきましては、全てA評価としているところでございます。

この資料6の総合評価についての概要でございますけれども、まず、第1に体制整備に関しましては、歴史公文書等の適切な保存及び利用に向けて業務の質の向上や効率的な遂行が図られるよう、公文書管理法の施行実績を踏まえて必要な体制整備が行われていると判断しました。

第2に、行政文書の管理につきましては、内閣府に対して適切な支援、専門的な技術的助言が行われているということでございます。

第3に、歴史公文書等の受け入れ、保存、利用につきましては、挙げられた数値目標はほぼ達成されており、計画どおり順調に実施されております。

第4に、国際的な取り組みに関しましては、国際公文書館会議への出席など、積極的な参加・貢献が行われているところでございます。

第5に、調査研究の結果は、電子文書の長期保存などの調査研究を行い、その成果をホームページなどで公表しているところでございます。

第6に、東日本大震災により被災した地方公共団体の公文書等の修復支援を進めるために、必要とする人材を育成するための研修を被災地域において実施し、公文書等の保存の整備に貢献したと評価しております。

第7に、国及び地方公共団体の職員を対象とする研修におきましても、目標を大幅に上回る受講者を集めており、受講者からも良好な評価を得られたと判断したところでございます。

第8に、アジア歴史資料センターに関しましては、データベースの構築が順調に行われているほか、利活用、広報活動の推進に向けた積極的な取り組みが行われていると評価したところでございます。

第9に、業務運営の効率化におきましては、契約の適正化により、経費節減に真摯に取り組まれていると評価したところでございます。

このほか、当分科会が平成23年度業務実績評価の際に指摘した事項につきましては、適切にその対応が行われており、また総務省のほうの政独委の2次評価意見に関しましては、内部統制の充実、強化、妥当な数値目標の設定等を指摘されたところでございますけれども、この点に関しましては、真摯な取り組みがなされていると判断したところでございます。

24事業年度財務諸表に関しましては、分科会としては特に問題はないということで了承しております。

以上のように、公文書管理法施行による新規事業への対応のため、適切な体制整備を行

い、業務運営の効率化を進めながら、国立公文書館が果たすべき役割、各取り組みに関しましては、計画に即して順調に実施され、目標を達成し、あるいはそれを上回る成果を上げたと認められるという評価でございます。

なお、今後の取り組みへの要望、期待といたしましては、研修受講者の大幅な増加等の状況変化に対応して、より一層の体制整備に取り組むことが望まれるとしております。

以上、非常に簡単ではございますけれども、国立公文書館分科会からの報告とさせていただきます。

○上野委員長 ありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして、御質問等ございましたら、お願いいたします。

笠委員、どうぞ。

○笠委員 私はこの公文書館のメンバーなので、公文書館についてということではなくて、全体のことなのですけれども、今まで2つの独法について拝見した範囲だと、Sという基準があったわけですけれども、公文書館ではA+というところしかなくて、内閣府の中でその基準というのが統一されていないのかなとそこが不思議に思ったものですから、御説明を頂戴できればと思います。

○上野委員長 これは事務局のほうからですかね。

○事務局 独法委員会の事務局のほうからお答えさせていただきます。

JAXA分科会及びJNES分科会につきましては、他省庁との共管となっておりますので、主務省の基準に合わせて評価を行っております。

内閣府の独法、公文書館、国セン、北方につきましては、SにかわるものとしてA+という基準を設けております。

○笠委員 内閣府の単独で管轄されているものについては、みんなA+から出るということですね。

○事務局 A+が最高です。

○笠委員 この問題ではないかもわからないのですけれども、それは一般の国民からすると、省庁によってSだったりA+だったりというのは、わかりにくいのではないかなと思うのですけれども、法律上そういうふうに自由に決めていいということになっているということですか。

○事務局 そうです。内閣府としては、Aを超えるものをSという評価ではなくA+で評価していこうと委員会のほうで決めておりますので、そちらのほうで評価をさせていただくこととなります。

○笠委員 総務省の一番のトータルのシステムを統括するのは内閣府ではないので、ここで申し上げても仕方がないということになるのですね。

○薬師寺JAXA分科会長 補足的な説明でございますけれども、結局JAXAというのは、総理大臣が今度主務大臣になりましたので、内閣府の中の評価になるわけです。これまでは、別の文部科学省の評価とかそういうものだったのですけれども、今度は経産省の経産大臣

も主務大臣になりました。

ですから、総理大臣がなったので、今度はこの内閣府の中の評価となったので、多少そういういきさつみたいなものがございましたので、内閣府どおりにするのではなくて、これまでどおり、大きな組織でございますので、そういう組織の評価を、まず、順当に従ったということです。おわかりでございますか。

○笠委員 わかりました。ありがとうございます。

○上野委員長 ほかに何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

どうぞ。

○松山内閣府大臣官房長 今、笠委員から御指摘をいただいた点ですけれども、私も霞が関といいますか、政府全体の中でその評価基準というのが区々である、それぞれ違っているという印象を与えるのは、もちろん必ずしもわかりやすいことであるとは思いませんので、総務省にも確認をして、そういうものをなるべく国民にとってもわかりやすい形で示す工夫ができないのかという点については、確認をさせていただきたいと思います。

また次回の会合のときにでも御報告できればと思います。

○笠委員 ありがとうございます。

○上野委員長 そのほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次は国民生活センターのほうに移りたいと思います。

(国立公文書館関係者退室)

(国民生活センター関係者入室)

○上野委員長 国民生活センターでは、8月1日付で松本理事長が着任されましたので、ここで簡単に御挨拶をお願いしたいと思います。

○松本国民生活センター理事長 8月1日付で国民生活センター理事長になりました、松本でございます。

それ以前は大学教授をやっております、全く新しい世界で戸惑っているところでございますが、どうぞよろしく願いいたします。

○上野委員長 ありがとうございます。

それでは、国民生活センターの平成24年度業務実績の評価について、升田分科会長より御報告をお願いいたします。

○升田国セン分科会長 升田でございます。よろしく願いいたします。

まず、平成24年度の業務実績について、御報告いたすわけでございますけれども、中期目標期間中の評価を含めました審査につきまして、分科会を7月25日と8月13日、2日にわたり開催いたしました。

そのうち、まず、24年度の業務実績の審査の結果の概要について、御報告申し上げます。

資料が7～9をお配りしております。

まず、7の7ページの総合評価欄をごらんいただきたいと思いますけれども、そこに記載しておりますように、国民生活センターは、効率化・合理化を進めながら、国民生活セ

ンターへの要請に応えるべく、計画に即して業務を遂行しているという判断をいたしております。

具体的には、そこに記載されているところ、それ以前に書かれていることを御参考にお読みいただきたいと思いますけれども、まず、消費生活情報の収集・分析・提供につきましては、それはパイオネットと読むわけですけれども、PIO-NETの促進に向けまして、現行のPIO-NETに係る業務・システム分析の実施、見直し方針（案）の作成などの作業を適切に実施したというぐあいに認めております。

国民への情報提供につきまして、報道機関等を通じた情報提供を積極的に取り組みましたほか、事業者名を含めました情報提供につきまして適切に行い、消費者保護、被害の拡大防止に寄与したものと認めております。

苦情相談の充実・強化につきましては、専門チームの設置、経由相談の移送・共同処理、これは地方からそういう相談が来るわけですけれども、そういったものや直接的な相談において、あっせんの充実、そういったものに取り組むとともに「平日のバックアップ相談」「土日祝日相談」を適切に実施したところでございます。これもそういうものだと認めております。

裁判外紛争解決手続の実施につきましては、申請から手続終了に係る国民生活センター法施行規則所定の目標値であります、4カ月以内という目標値があるわけですけれども、4カ月以内の処理を達成し、重要な消費者紛争の適正・迅速な解決のために適切に実施していると認めております。

以上の評価から、分科会といたしましては、国民生活センターは中期目標期間の最終年度に当たりますけれども、最終年度であります平成24年度におきましても、目標の達成に向け、計画を適切に実施したと判断いたしておりますが、なお、実績を踏まえまして、幾つかの点について指摘、要望をいたしております。

2 ページをごらんいただきたいのですが、そこに「『早期警戒指標』の整備」に関する事項というものを記載しておりますけれども、これは、例えば悪徳商法などが全国でいろいろ発生しますと、それをできるだけ早期に探知いたしまして、警戒を発するというシステムでございまして、既に利用に関する周知のために操作手順、活用事例を記載したマニュアルの作成などの取り組みが実施されているところではありますけれども、利用ユーザーの拡大など、まだ若干限定的なところがあるものですから、利用の促進に向けてさらに積極的な取り組みを期待しております。

このシステム、事柄自体、開始されたところでありまして、今後の期待と課題というところになるかと思えます。

3 ページをごらんいただきたいと思いますが「ホームページ、出版物等による情報提供」に関する事項でございしますが、単にメールマガジン等の媒体を発行するだけではなくて、それによって実際にどのような効果が得られたか、そういったところにも配慮してもらおうように期待しております。

4 ページの独立行政法人との連携に関する事項、5 ページの「商品テストの効率的な実施」に関する事項につきましては、国民生活センターには、従来蓄えてきております知見等がございますけれども、そういった知見の水準の把握、維持・向上に努めつつ、他の機関との連携・協力により効率的なテストが行われるということも期待しております。

最後に5 ページでございますけれども「業務運営の改善に関する事項」につきましては、業務運営の効率化に関する目標というものは達成し、最広義の人件費についても昨年度からは減少しているものではありませんけれども、非常勤職員等給与がこれまで同様に増加傾向であることでありますから、常勤職員によるさらなる業務の効率化を図りつつ、非常勤職員等は真に必要な業務に限定し、最広義人件費の抑制に努めるということをご期待しております。

ちなみに評価項目におきましては、保有資産の有効活用のところで、相模原事務所の研修施設や、東京事務所のあり方についての検討状況、中核機関としての役割強化に向けた対応状況につきましては、これは現在、政府方針により、法人が独自に検討できるという状況ではなくなっているという実情がありまして、評価すべき対象がないという整理をいたしております。

そういった事柄を考慮いたしまして、全ての項目、先ほどから話題になっておりますけれども、私どもはAが最高でありまして、指標はいずれもA評価ということでございます。

以上でございます。よろしく審議をお願いいたします。

○上野委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問等ございましたら、よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

ただいまのは平成24年度の単年度の評価でございましたけれども、続きまして、中期目標期間の業務実績評価につきまして、御審議をお願いしたいと思います。

○升田国セン分科会長 続きまして、御説明をさせていただきたいと思ひます。

中期目標期間の業務実績に関する評価につきましては、概要を資料8の9ページの総合評価欄に記載しております。

それ以前に個別の事柄については記載しておりますけれども、先ほどと重複しているところも若干ございますけれども、そこはお許しいただきたいと思ひます。

国民生活センターは、効率化・合理化を進めながら、先ほども説明いたしましたように、国民生活センターへの要請に応えるべく、計画に即して業務を遂行したということでございます。

具体的には、業務運営の効率化につきましては、国民生活センターの重要な役割を果たしつつ、一般管理費、業務経費、人件費の削減に努めていること、PIO-NETの刷新等につきましては、計画を適切に実施していると判断いたしております。

消費生活情報に関する収集・分析・提供につきましては、先ほども御説明いたしました早期警戒指標の作成や事故情報データベース、そういったものの整備が行われ、わかりや

すく迅速な情報を提供するための取り組みが進められたということで、分科会としては評価しております。

御承知のとおり、さまざまな消費者事故というものが発生しておるわけですが、これの未然防止のためには、できるだけ迅速に情報提供をするということが重要であるということで、そういった積極的な取り組みを進められているという評価をしております。

苦情相談の充実・強化につきましては、経由相談の移送・共同処理などや直接的な相談を行いまして、あっせんの充実に取り組んだこと、裁判外紛争解決手続の実施については、事務局として、これは国民生活センターが事務局に当たるわけですが、適切にサポートしたというぐあいに判断いたしております。

以上の評価から、分科会といたしましては、国民生活センターは適切に計画を実施し、目標を達成したと評価できるというぐあいに判断しておりますけれども、従来の実績を踏まえまして、若干の指摘をしております。

常勤職員によるさらなる業務の効率化を図りつつ、非常勤職員等は真に必要な業務に限定し、先ほども説明いたしましたが、最広義人件費の抑制に努めること、それから、PIO-NETの刷新につきましては、相談情報の早期登録のためのシステム面での対応は一応できているわけですが、業務改善について、これは相手方がある話であります。

自治体の理解がなお十分得られていないという事情もありまして、相談結果を直ちに登録につなげる、そういった業務体系の転換ができていないということでありますので、次期刷新におきましては、業務改善も含めて課題の克服に努めること、それから、国民への情報提供の方法について、ホームページが重要な手段の一つになっているわけですが、この再構築によって利便性向上を図る、こういったことについてさらなる取り組みを期待しております。

以上でございます。

○上野委員長 ありがとうございます。

消費者庁のほうから補足がございましたら、お願いします。

○村松消費者庁地方協力課長 評価につきましては、今、分科会長から御説明があったとおりでございますけれども、業務の効率化とPIO-NETにつきまして、若干補足をしたいと思っております。

まず、中期目標と定めました「業務運営の効率化に関する事項」につきましては、一般管理費、業務経費、人件費削減で取り組んでおりまして、目標を達成しているところでございます。

一例といたしましては、1ページにございますとおり、給与水準見直しにつきましては、毎年、公務員の給与水準との差を確実に縮減させたところでございまして、平成24年度におきましては、ラスパイレス指数、地域・学歴勘案指数におきまして95.6となっております、今後もこの指数が100以下となるように、引き続き給与水準適正化に努められたいという御指摘をいただいているところでございます。

一方、人件費につきましては先ほども分科会長からございましたとおり、平成20～23年度までにかけて増加しておりました最広義人件費につきましては、24年度には若干減少しているところがございますけれども、これまで増加の要因でございました非常勤等給与につきましては、これまで同様増加傾向にあるため、常勤職員によるさらなる業務の効率化を図りつつ、非常勤職員等は真に必要な業務に限定し、最広義人件費の抑制に努めることを期待するとしていただいております。

PIO-NETにつきましては、平成24年7月に取りまとめられましたPIO-NET刷新に関する検討会の中間報告を踏まえまして、ことしからの第3期中期目標におきましては、相談受付からPIO-NETの登録までの平均日数を10日以内に縮減することを目標としているところがございます。これを踏まえまして、27年3月目途の刷新に向けまして、現在、業務、システム最適化計画の策定など所要の作業を進めているというところがございます。

以上でございます。

○上野委員長 ありがとうございます。

ただいまの中期目標期間の業務実績に関する評価表、平成20～24年度（案）について、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、国民生活センターの中期目標期間の業務実績評価につきまして、委員会として了承するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○上野委員長 ありがとうございます。

次は、消費者行政の体制整備のための意見交換会につきまして、消費者庁より御報告をお願いいたします。

○村松消費者庁地方協力課長 お手元の資料9をごらんください。国センのあり方の見直しの検討状況につきまして、御報告したいと思います。

まず、これまでの経緯でございますけれども、あり方につきましては、平成24年1月20日の閣議決定におきましては、平成25年度を目途に機能を国に移管するとされまして、準備を進めてまいりましたけれども、昨年12月、森まさこ内閣府特命担当大臣の御指示がございました。

平成25年度におきましては、国に移行せず、独法として活躍してもらうこととする。国センのあり方につきましては、国への移行を含め、あらゆる選択肢を排除せず、1年間かけて検討するという指示でございます。

これを受けまして、本年3月より内閣府が事務局となりまして、国民生活センターを含めました消費者行政の体制を整備するための検討に資するため、お手元でございますとおり、消費者行政の体制整備のための意見交換会を開催いたしまして、さまざまな立場の有識者との意見交換を行ってきたところがございます。

先般7月23日にこの意見交換会におきまして、中間整理が取りまとめられましたので、御報告いたしたいと思います。

国民生活センターのあり方につきましては、次のように整理されております。

「1. 基本認識」の上から3番目の○にありますけれども「国民生活センターの在り方については、今後の独立行政法人制度改革の動向を踏まえつつも、同センターの各機能の一体性を確保し、それぞれの機能を維持・充実すべく、消費者行政の推進の視点に立った検討が必要」とされたところでございます。

なお、2にございます「当面の対応」といたしましては「国民生活センターにおいて、新しい相談業務（お昼の消費生活相談）を今夏から試行的に実施」することが記載されているところでございます。

このお昼の消費生活相談につきましては、平日の11～13時までの間に、消費生活にかかわる相談全般について、国民生活センターが直接相談を受けるというものでございまして、既に7月29日から開始されているものでございます。

最後に「3. 今後の進め方」でございますけれども、国民生活センターのあり方につきましては、あらゆる選択肢を排除せず「消費者庁、消費者委員会、国民生活センターとの連携に関する検証結果」や「今後の独立行政法人制度改革の動向」を踏まえて、引き続き検討するとされたところでございます。

以上、御報告でございます。

○上野委員長 ありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして、御質問等ございましたら、お願いします。

よろしいですか。

それでは、北方領土問題対策協会のほうに移ります。

（国民生活センター関係者退室）

（北方領土問題対策協会関係者入室）

○上野委員長 議事に入ります前に、内閣府北方対策本部に人事異動がございましたので、御紹介いたします。

新たに山本北方対策本部審議官が就任しております。一言、御挨拶をお願いいたします。

○山本北方対策本部審議官 6月28日付で北方審議官を拝命しました山本と申します。

北方領土問題の解決に向けまして、独法北対協とも連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○上野委員長 ありがとうございます。

それでは、北方領土問題対策協会の平成24年度業務実績の評価について、石川分科会長代理より、御報告をお願いいたします。

○石川委員 それでは、資料10に基づきまして、北方領土問題対策協会の平成24年度の業務実績の評価につきまして、御報告いたします。

北方領土問題対策協会分科会においては、7月16日に北方領土問題対策協会から平成24年度の事業実績について説明を受け、続いて7月31日に分科会の評価について議論いたしました。

総合評価結果の概要でございますが、長期化を余儀なくされている日露間の平和条約締結交渉と、元島民の高齢化・減少の進展という厳しい状況のもと、計画に沿った事業の推進及び実施後の効果検証結果を翌年度事業に反映するなど、全体として順調に業務が進捗していると評価できると分科会において判断いたしました。

特に評価できる点といたしましては、6点ございます。

まず「一般管理費の削減、業務経費の効率化について」は、着実な努力の結果、削減目標を達成しており、真摯な取り組みが認められている点、「契約の適正化について」は、随意契約が真にやむを得ないと認められる5件、また、3件が1者応札となったこと、これに関連して入札終了後に参加を辞退した業者に対してヒアリングを行い、その原因を分析、見直しを図るなど着実な取り組みが認められている点です。

「北方領土返還要求運動の推進」について、県民会議等が実施する事業へ計画的かつ着実に支援を行うとともに、その事業の効果を把握するため、参加者等に対するアンケート調査を実施し、支援事業を有効に実施していくための分析を行うなど、啓発事業のさらなる改善を図るための対応が推進されている点、「四島交流等事業に使用する後継船舶の確保」について、計画どおり事業関係者による試験運行を実施し、平成24年度からの供用開始に備えた点がございます。

最後に「融資制度の周知」については、特に融資説明・相談会の開催回数を増加し、参集者や相談件数が昨年度より増加していることなど、融資制度の周知に適切かつ効果的な策を講じていると認められている点、以上の点を特に評価できる点として挙げさせていただきました。

次に、分科会として今後の取り組みを求めた点としましては4点ございます。

まず、相互チェック体制による内部統制・ガバナンス強化を引き続き推進することとございます。

それから、後継船舶の有効かつ効果的・多角的な活用を含む事業全体の新たな展開をすることを求めたこととございます。

融資事業について、今後とも制度のさらなる周知徹底を図ること、引き続きリスク管理に十分な注意を払うことです。

最後に、総合評価といたしまして、24年度において若い世代に対する効果的な啓発活動の取り組みとして、例えば、啓発イベントにおいて北方領土問題啓発キャラクターである「エリカちゃん」の着ぐるみを登場させるなどの工夫が見られましたが、SNSなどの活用など、北方領土問題がより身近な問題として認識されるための工夫をし、広く国民に周知されるよう一層の取り組みを期待したいといったことを、今後の取り組みを求めた点として挙げさせていただきました。

以上、北方領土問題対策協会分科会からの報告とさせていただきます。

○上野委員長 ありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして、御質問等ございましたら、お願いします。

山川委員、どうぞ。

○山川臨時委員 今の資料10の1ページ目の一番上ですけれども、中期目標で定められた7%と書かれていますけれども、この7%というのは、そもそもどういった根拠で定められた数字でしょうか。

○上野委員長 事務局のほうからお願いします。

○吉住北方対策本部参事官 これは行革本部のほうから、この7%という数値目標が定められているというものでございます。

○上野委員長 よろしいでしょうか。

○山川臨時委員 わかりました。

○上野委員長 そのほかに御質問等ございますでしょうか。

今のは単年度の評価でございましたけれども、続きまして、北方領土問題対策協会の中期目標期間の業務実績評価について、御審議をお願いいたします。

既に分科会において原案を作成いただいておりますので、まず、石川分科会長代理から御説明いただき、あわせて北方対策本部から補足があれば、御説明をお願いします。その後、審議したいと思います。

石川会長代理、お願いします。

○石川委員 それでは、資料11に基づきまして、北方領土問題対策協会の平成20～24年度の評価につきまして、御報告させていただきます。

時間の関係もございますので、よい評価の部分は報告にとどめ、今後の取り組み等についての意見及び昨年の仮評価から追加された事項を中心に、読み上げさせていただきたいと思っております。

まず「業務運営の効率化に関する事項」についてでございます。

これについては、コンプライアンスやリスク・マネジメント、相互チェック体制による内部統制・ガバナンス強化を推進すること、それから、1者応札の縮減のため、十分な入札期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図ることについて、引き続き取り組みの強化を求めました。

「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」についてでございます。これについては、5点でございます。

まず「国民世論の啓発に関する事項」については、取り組みに対する地道な努力、工夫が認められます。

特に中期目標期間中、新たに北方領土に関するスピーチコンテストや北方領土青少年等啓発列車事業といった、新しい事業にも取り組んでいることも評価できます。

それから「北方四島との交流事業」については、24年度の後継船舶「えとぴりか」の試験運行も含め、計画どおり実施されており、相互理解を深めるとともに国民世論の啓発や返還運動の活性化に寄与する役割も果たしていると評価いたしました。

「今後とも、後継船舶の有効かつ効果的・多角的な活用を含む事業全体の新たな展開を

期待したい」といたしました。

次に「北方領土問題等に関する調査研究」について、幅広い情報提供により、返還要求運動の推進にも役立っていると評価いたしました。

4点目は「元島民等の援護」については、着実な支援が行われていると認められます。

最後に、5点目です。「北方地域旧漁業権者等に対する融資事業」について、特にリスク管理の面について、各年度リスク管理債権比率が計画数値以下の水準を達成するなど、適切に行われていると認められます。

次に「予算、短期借入金、剰余金に関する事項」についてでございますが、これについては、全体として適正に行われています。

「施設及び設備に関する計画」ですが、啓発施設につきましては、改修工事を計画どおり実施するとともに、来場者の意見を踏まえた維持・管理、更新が図られていると認められました。

「人事に関する事項」についてですが、人員削減を図りつつ、限られた人数で業務の効果的な実施に向け、最大の効果を図っていると認められます。

「その他の業務実績等に関する評価」です。

2点ございまして、まず「保有資産の管理・運用等について」は、協会の保有資産は啓発施設のみで、適切に行われていると認められました。

2点目が「関連法人について」で、関連法人に該当する千島歯舞諸島居住者連盟への支援や関係は適切であると認められます。

最後に「法人の長等の業務運営状況」ですが、理事長、専務理事、監事、それぞれ適切に職務に取り組んでいると評価できました。

以上を踏まえ、次の総合評価において、中期目標期間における業務は適切かつ着実に実施されていると評価いたしました。

以上でございます。

○上野委員長 ありがとうございます。

北方対策本部から、補足がございましたらお願いいたします。

○吉住北方対策本部参事官 では、1点だけ補足させていただきたいと思います。

北方領土問題対策協会の貸し付け事業というものがございまして、これにつきましては、内閣府と農林水産省の共管となっております。

評価委員会における評価につきましても、独立行政法人の北方領土問題対策協会法の第17条第2号第1項の規定によりまして、貸し付け事業に関する評価につきましては、内閣府の独法評価委員会と農林水産省独法評価委員会の意見を聞かなければならないということになってございます。

農林水産省の独法評価委員会の意見につきましては、この資料11の3枚目の総合評価の一番下のところでございますが「融資制度の周知、資格継承の促進、関係金融機関との連携強化、リスク管理債権の縮減について順調に業務が進捗していると評価できる。引き続

き取組を進めていただきたい」と入れさせていただきましたので、その旨、申し添えさせていただきます。

先ほどの7%の御質問でございますが、正確を期して申し上げますと、行革本部、あと財務省からも削減の指示がございまして、財務省と協議した結果、7%の削減という数値が決まったというものでございます。

以上でございます。

○上野委員長 ありがとうございます。

ただいまの中期目標期間の業務実績に関する評価表について、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、北方領土問題対策協会の中期目標期間の業務実績評価につきまして、当委員会として了承するという事としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○上野委員長 ありがとうございます。

次に、北対協につきましては、業務方法書の一部変更の予定がございまして、その点について、北方対策本部のほうから報告をお願いいたします。

○吉住北方対策本部参事官 毎年のごとでございますけれども、北対協が実施する融資事業の貸付利率につきまして、半年ごとに見直しを行っております。次回の見直しは10月1日に利率変更の予定がございまして、

利率の変更に関しましては、業務方法書の一部変更することが必要でございまして、独法通則法の第28条3項の規定よりまして、あらかじめ評価委員会の意見を聞くことになってございます。

しかしながら、変更後の利率が決定する9月中にこの評価委員会の開催が予定されておられませんので、貸付利率の変更につきましては、詳細がわかり次第、当方北方対策本部より、文書をもって皆さんのほうにお知らせさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○上野委員長 今、報告がありましたとおり、9月に御連絡があるということですので、よろしくお願ひいたします。

それでは、北対協の関係は以上です。ありがとうございます。

(北方領土問題対策協会関係者退室)

○上野委員長 それでは、最後に事務局から、今後の評価委員会の予定等につきまして御説明をお願いいたします。

○松林政策評価広報課長 それでは、今後の開催予定等でございます。資料12をごらんいただきたいと思います。

年内は10～11月にかけて、また日程を調整させていただきまして、委員会を開催いたします。

26年度の概算要求の状況、今年度上半期の業務執行状況について、各法人のほうから報

告をしていただく予定にしております。

あと審議の中で笠先生から出ました評価基準につきましても、先ほど官房長から申し上げましたとおり、総務省に確認の上、この会の際に御報告を申し上げます。

また、来年2月以降に各分科会を開催しまして、今年度の業務の実績評価を行うための評価基準の見直し等について、御審議いただくこととしております。

加えまして、公文書館の分科会では、中期目標期間終了時の仮評価の進め方等につきましても、御審議をお願いいたします。

お手元に日程確認票をお配りさせていただいているかと思えます。できましたら、本日御記入の上、お帰りの際に事務局のほうに御提出をいただければと存じます。

本日御提出が困難な先生方につきましては、近日中に事務局からメールで電子ファイルをお送りさせていただきますので、メールまたはファックスで御返信いただければと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○上野委員長 ただいまの御説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

以上をもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。本日は大変お暑い中、御参集いただきまして、ありがとうございました。